改正後

3　前項の報告があった場合においては、第三条及び第四条から前条までの規定の例による。この場合において、第三条中「前条第一項の規定による報告」とあるのは、「第八条第二項の規定による報告」とする。

（経営に参加し得る地位の変更の場合の報告）

第九条　（略）

2　所轄庁の長等は、前項の規定による報告（第三条の二第三項の通知を受けた職員からのものについては、当該職員について前条第二項の規定による報告を行った場合に限る。）を受理したときは、その内容を人事院に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年七月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

3　前項の報告があった場合においては、第三条から前条までの規定の例による。この場合において、第三条第一項中「前条第一項の規定による報告」とあるのは、「第八条第二項の規定による報告」とする。

（経営に参加し得る地位の変更の場合の報告）

第九条　（略）

2　所轄庁の長等は、前項の規定による報告を受理したときは、その内容を人事院に報告するものとする。

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～六　（略）

七　服務

人事管理文書の区分	保存期間	基準日	
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	三年	株式所有状況報告書の提出の要件に該当しなくなった日	第三条第二項又は第七条の通知の文書等の写し
			（略）
			（略）

八～二十　（略）

備考

一～三　（略）

改正後

別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～六　（略）

七　服務

人事管理文書の区分	保存期間	基準日	
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	三年	株式所有状況報告書の提出の要件に該当しなくなった日	第三条第三項、第三条の二第三項又は第七条の通知の文書等の写し
			（略）
			（略）

八～二十　（略）

備考

一～三　（略）